

地域金融機関の地域密着型金融における 担保に関する意識調査

田 村 耕 一

はじめに

- 1 アンケートの概要
- 2 地域密着型金融につき
- 3 動産と債権を担保目的とすることにつき
- 4 保証につき
- 5 DES, DDS につき
- 6 資産の流動化につき

おわりに

はじめに

本稿は、以下の見解を基に、従来型の融資・担保ではなく、地域密着型金融における担保の役割を把握するために実施したアンケートを整理・分析したものである。

金融庁は、メガバンクに対して数値目標を用いた監督・検査を行う一方で、地域金融機関に対しては、地域密着型金融という監督・検査体制を採っている。地域密着型金融とは、貸し手と借り手の間に親密な関係（リレーションシップ）を構築することで、①情報の非対称性等のコストを解消し、②単なる資金ニーズではなく経営ニーズに応え、③地域経済の面的再生を実現するビジネスモデルとして、既に一定の成果を上げている。従来から、借り手の事業が上手くいかない場合に金融機関からの役員派遣、債権者・担保権者協定等は行われていたが、地域密着型金融は、借り手の資金調達時あるいはビ

ビジネスチャンス・資金需要を作るところから協働し Win-Win の関係を目指すビジネスモデルである。そうすると、このビジネスモデルにおける担保の役割は、①情報の共有手段・根拠、②経営指導や関与の手段・根拠、③仮に担保の実行に至ったとしても地域の関連企業や従業員への影響からは可能な限り事業継続が望ましいので、事業の一体性保全のため、と位置づけられる（③からは不動産の譲渡担保も有効な手段となり得る）。

以上から、担保の従来からの理解、即ち、担保とは安心であり、債務者への心理的圧迫であり、担保を用意した勤勉な債権者であるから担保の実行は当然の利益である等の理解（以下、従来型という）を一方の極とすると、担保の役割につき、①情報共有、②経営関与、③一体性保全を内容とする理念的な対極モデル（以下、理念型という）を想定することが考えられる。本アンケートは、この理念型につき地域金融機関に尋ねたものである。

なお、以上の子細は、拙稿「貸出・資金調達における担保の機能から見た実体的権利の再検討」熊本ロージャーナル7号161頁に掲載している。また、本稿の内容につき、中・四国法政学会第53回大会（山口大学；2012年11月10日）において報告し、参加者の方から貴重なご意見を頂いた。ここに記して感謝を申し上げる。

1 アンケートの概要

(1) 送付先・回答率

アンケートは2012年2月に実施し、対象として九州7県の財務局登録金融機関に送付した。九州を対象としたのは、地域密着型金融に関する研究開始時に熊本大学に在職しており、九州の金融機関が積極的に活動していると認識していたことによる。

県別	数(回答)	地銀 9	第二地銀 8	金庫 28	信組 14	回答率
熊本	7(3)	1	1(1)	4(2)	1	42.9%
大分	6(2)	1	1	3(2)	1	33.3%
宮崎	8(3)	1	1	5(2)	1(1)	37.5%
鹿児島	7(3)	1	1	3(1)	2(2)	42.9%
福岡	16(8)	3(1)	1	8(4)	4(3)	50.0%
佐賀	8(4)	1	1	4(2)	2(2)	42.9%
長崎	7(3)	1	2(1)	1(1)	3(1)	44.1%
計(回答)	59(26)	9(1)	8(2)	28(14)	14(9)	44.0%
	回答率	3.8%	7.7%	53.8%	34.6%	

表は、アンケートを送付した各県における地域金融機関毎の数であり、回答数は () で記している。県別の回答数は、おおむね九州全体における各県の金融機関の割合どおりであったものの、金融機関別では、銀行の回答率が低く、金庫と信組が中心となった。また、回答の絶対数が少ないことと、機関毎に担当者個人レベルの回答か、稟議を経た上での回答かは異なるため、あくまでも現場の金融機関が抱えている印象の把握に過ぎない点に留意する必要がある。

なお、銀行からの回答率が低いことについては、仮説として「積極的に対応していないため回答しにくい。」が考えられる。ただし、福岡銀行、鹿児島銀行が積極的に活動していることは広く知られている。別の仮説として「敢えて回答する必要性、メリットがない」が考えられる。金庫・信組は積極的に活動しているという自負により回答率が高くなったと考えられる。実際、金融庁が年度末に各地で実施しているシンポジウムでも金庫・信組の活発な活動が報告されており、地域密着型金融の自覚の高さが伺われる（なお、経済学の実証研究では、小中規模の金融機関の方がリレーションシップバンキングとは相性がよいとされている）。

（２）設問内容の概略

本アンケートの設問はAからEに分かれている。Aは「地域密着型金融につき」、Bは「動産と債権を担保目的とすることにつき」、Cは「保証につき」、Dは「DES、DDSにつき」、Eは「資産の流動化につき」回答を求めている。

本アンケートはAの地域密着型金融の理解を軸に組み立てられているため、先ず地域密着型金融に関するA1からA3を概観する。

[A1] 地域密着型金融の中では、「担保・保証に過度に依存しない融資」が求められています。具体的な内容としてのイメージは、

選択肢		回答数	構成比
(1)	抵当権や保証人ではなく、動産や債権を担保として使うという方向転換。	1	3.8%
(2)	金融機関が担保を介して融資先の経営状況をモニタリングすることで経営悪化を早期発見するため。	4	15.4%
(3)	担保にかかわらず、金融機関が積極的にコンサルティングやビジネスマッチングをすることで融資先の経営を手助けする(共同経営者的な関与)。	17	65.4%
(4)	その他	4	15.4%
	計	26	100.0%

A1の選択肢は、(1)が単純な理解、(2)が管理・情報共有、(3)が経営関与という内容である。回答では(3)「経営関与」が6割を超えた。ここからは、地域密着型金融のビジネスモデルの趣旨が意識され実践されていることが伺われる。

選択肢(4)「その他」の4回答は、「キャッシュフロー重視」が3回答、「情報の非対称性の低下」が1回答であった。

[A2] 担保として動産や債権を譲渡させ、金融機関による管理やモニタリングをするのは、

選択肢		回答数	構成比
(1)	担保実行時に適切な売却価格を確保するため。	8	30.8%
(2)	融資先に対し資産や経営情報を提供させる根拠のためで、担保からの回収にはこだわらない。	11	42.3%
(3)	金融機関からのコンサルタントやアドバイスの実効性を持たせるため(間接強制的な意味)。	5	19.2%
(4)	その他	2	7.7%
	計	26	100.0%

A2の選択肢は、(1)が物確保、(2)が情報提供の根拠確保、(3)が経営指導の実行性確保という内容である。回答は、(2)「情報提供の根拠確保」が4割を超えたものの、ある程度分散した結果となった。

選択肢(4)「その他」の2回答は、「担保としての評価管理のため」が1回答、「経営実態把握の強化」が1回答であった。前者が選択肢(1)に、後者が選択肢(2)に近いと思われる。

[A3] 担保として権利を譲渡させるのは「換価・優先弁済権」の確保ではないため、抵当権とは異なる機能・目的といえます。このような、地域密着型金融の担保は従来の担保と異なるという理解につき、

選択肢		回答数	構成比
(1)	肯定するが、コベナンツのみで情報提供機能が果たせるならば、敢えて権利取得までする必要はない。(融資先が資産を取られるというプレッシャーのマイナス面の方が大きく、将来的には融資先との関係構築で解消できる機能。)	6	23.1%

(2)	肯定する。抵当権とは異なる意義・機能として、従来の担保と意味が異なる(コベンナツの実行性を確保するための権利取得)。	6	23.1%
(3)	否定する。最終的には担保の実行が念頭にあるため、他の債権者に優先するために財産隔離は必要である。	14	53.8%
	計	26	100.0%

A3の選択肢は、(1)がむしろ担保に依存しないという更に積極的な態度(以下、積極型という)、(2)が理念型を肯定、(3)が従来型の担保という内容である。回答は、予想を超えて選択肢(1)と(2)が多く、両選択肢を理念型に対して肯定、(3)を否定として計算すれば、回答数で12：14とほぼ半分に別れた。

以上がA「地域密着型金融につき」の概観である。本アンケートの全体の設問と選択肢は、A3を軸に構成されている。つまり、やはり担保は担保であるという従来型の見方か否かである。A3で選択した担保モデルに従って、その他の設問も回答されていることが予想され、結論的にもそうになっている。

以下では、A1からA3の回答につき整合性を確認した上で、B以下の設問の整理・分析を行う。

2 地域密着型金融につき

(1) A1 地域密着型金融の理解と A2 権利譲渡の具体的意図・A3 担保モデルの関係

次頁の表は、A1で回答した者がA2とA3でどの選択肢を回答したか、という表である。A2とA3の選択肢の後の単語は、参照の便を考え、各選択肢の内容を表したものであり、単語の後の数字は、各選択肢の回答数を表している(以下、物=物の確保、情=管理・情報共有、経=経営関与、他=その

他、積＝積極型、理＝理想型、従＝従来型の担保。なお、回答がなかった選択肢は空欄にしている。)

A1 地域密着型金融の理解		回答数	構成比	A2 権利譲渡の具体的意図				A3 担保モデル		
				(1) 物8	(2) 情11	(3) 経5	(4) 他2	(1) 積6	(2) 理6	(3) 従14
選択肢										
(1)	抵当権や保証人ではなく、動産や債権を担保として使うという方向転換。	1	3.8%	1						1
(2)	金融機関が担保を介して融資先の経営状況をモニタリングすることで経営悪化を早期発見するため。	4	15.4%	1	3				1	3
(3)	担保にかかわらず、金融機関が積極的にコンサルティングやビジネスマッチングをすることで融資先の経営を手助けする(共同経営者の関与)。	17	65.4%	5	7	5		5	5	7
(4)	その他(キャッシュフロー重視、情報の非対称性)	4	15.4%	1	1		2	1		3

A1(1)「動産・債権の活用」は1回答のみで、その回答はA2「権利譲渡の具体的意図」ではA2(1)「物確保」、A3「担保モデル」ではA3(3)「従来型」を選択しており、担保につき従来型の理解として整合性があった。

A1(2)「管理・情報共有」の4回答は、A2「権利譲渡の具体的意図」では3回答がA2(2)「情報提供の根拠確保」を選択し整合性が見られた。もっとも、A1(2)「管理・情報共有」は、問題を早期発見した上で経営改善と一緒に取り組むという意味と、担保を直ちに実行という2つの意味があり得る。地域密着型金融の理想的には前者が整合的であるが、回答は、A1(2)「管理・情報共有」の4回答のうち3回答が、A3「担保モデル」でA3(3)「従来型」を回答している (A2(2)の3回答のうち2回答がA3(3)を回答)。そのためか、A1(1)

と A1(2)を合わせた 5 回答のうち 4 回答が A3(3)「従来型」を回答している。表の A3「担保モデル」(3)「従来型」が縦に分散している点も、注意すべきである。理念型が浸透する過渡期とも考えられるが、差し当たりは従来型に地域金融機関のビジネスモデルが加わった状態と整理することができようか。

A1(3)「経営関与」の 17 回答も 2 つに分れた。第 1 の傾向として、A2「権利譲渡の具体的意図」で A2(2)「情報提供の根拠確保」を選んだ 7 回答は、5 回答が A3(1)「積極型」、A3(2)「理念型」と A3(3)「従来型」がそれぞれ 1 回答であった。第 1 の傾向の金融機関では、経営関与 (A1) と情報確保 (A2) が意識され、担保の回収機能 (A3) は重視されていない。第 2 の傾向として、A2(1)「物確保」を選んだ 5 回答は A2(1)「物確保」の総数 8 回答のうち 5 回答を占めている。第 2 の傾向の金融機関では、経営的関与を念頭にしつつ、やはり実行も想定していると思われる。確かに、その 5 回答は何れも A3「担保モデル」では(3)「従来型」を選択している。ここでも、従来型に地域金融機関のビジネスモデルが加わった状態が垣間見えよう。

(2) A2 権利譲渡の具体的意図と A1 地域密着型金融の理解・A3 担保モデルの関係

A2 権利譲渡の具体的意図		回答数	構成比	A1 地域密着型金融の理解				A3 担保モデル		
				(1) 単 1	(2) 情 4	(3) 経 17	(4) 他 4	(1) 積 6	(2) 理 6	(3) 従 14
(1)	担保実行時に適切な売却価格を確保するため。	8	30.8%	1	1	5	1			8
(2)	融資先に対し資産や経営情報を提供させる根拠のため、担保からの回収にはこだわらない。	11	42.3%		3	7	1	5	2	4

(3)	金融機関からのコンサルタントやアドバイスの実効性を持たせるため(間接強制的な意味)。	5	19.2%			5			4	1
(4)	その他(評価管理, 経営実態把握の強化との回答)	2	7.7%				2	1		1

A2 はモニタリングを問う設問であるが、選択肢(1)が実行を意識させ、(2)が担保にこだわらないという選択肢にしておいた。

A2(1)「物確保」の8回答は、A1「地域密着型金融の理解」ではA1(1)「単純」が少なくA1(3)「経営関与」が5回答と多いものの、A3「担保モデル」では総てA3(3)「従来型」を回答していることから、地域密着型金融の影響を受けた従来型として整合性がとれていた。

A2(2)「情報提供の根拠確保」の11回答うち、A1「地域密着型金融の理解」の回答は7回答がA1(3)「経営関与」と多くを占め、A3「担保モデル」の回答は5回答がA3(1)「積極型」、4回答がA3(3)「従来型」と別れた。多くを占めたA1(3)「経営関与」を選んだ7回答のうちA3「担保モデル」でA3(3)「従来型」を回答したのは1回答のみで整合性が見られた。

A2(3)「経営指導の実行性確保」の5回答も、A1「地域密着型金融の理解」では5回答がA1(3)「経営関与」、A3「担保モデル」では4回答が(2)「理念型」と整合性がとれていた。

(3) A3 担保モデルと A1 地域密着型金融の理解・A2 権利譲渡の具体的意図の関係

A3 担保モデル		回答数	構成比	A1 地域密着型金融の理解				A2 権利譲渡の具体的意図			
				(1) 単 1	(2) 情 4	(3) 経 17	(4) 他 4	(1) 物 8	(2) 情 11	(3) 経 5	(4) 他 2
(1)	肯定するが、コベンツのみで情報提供機能が果たせるならば、敢えて権利取得までする必要はない。(融資先が資産を取られるというプレッシャーのマイナス面の方が大きく、将来的には融資先との関係構築で解消できる機能。)	6	23.1%			5	1		5		1
(2)	肯定する。抵当権とは異なる意義・機能として、従来の担保と意味が異なる(コベンツの実行性を確保するための権利取得)	6	23.1%		1	5			2	4	
(3)	否定する。最終的には担保の実行が念頭にあるため、他の債権者に優先するために財産隔離は必要である。	14	53.8%	1	3	7	3	8	4	1	1

A3(1)「積極型」の6回答は、A1「地域密着型金融の理解」では5回答がA1(3)「経営関与」を、A2「権利譲渡の具体的意図」では、5回答がA2(2)「情報提供の根拠確保」を回答し整合性が見られた。

A3(2)「理念型」の6回答は、A1「地域密着型金融の理解」では5回答がA1(3)「経営関与」を、A2「権利譲渡の具体的意図」では4回答がA2(3)「経営指導の実行性確保」を回答し整合性が見られた。

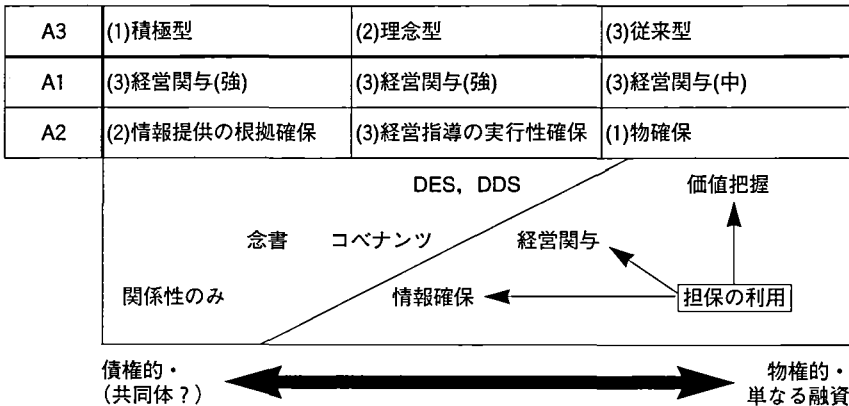
なお、A3(1)「積極型」と(2)「理念型」を選択した12回答では、担保実行

を伺わせる A1「地域密着型金融の理解」(1)「動産・債権の活用」, A2「権利譲渡の具体的意図」(1)「物確保」の回答がゼロであることも注目される。

A3(3)「従来型」の14回答は, A1「地域密着型金融の理解」では7回答が A1(3)「経営関与」を, A2「権利譲渡の具体的意図」でも8回答が A2(1)「物確保」を回答した。これは既に指摘した地域密着型金融の影響を受けた従来型として整合性があると言えよう。

なお, A3「担保モデル」の何れの回答も A1「地域密着型金融の理解」では, A1(3)「経営関与」の回答が最多であるが, 割合は, A3(1)「積極型」と A3(2)「理念型」がそれぞれ6回答中5回答(84%)であるが, A3(3)「従来型」が14回答中7回答(50%)と割合ではやはり差が生じている。

以上, A1 から A3 の回答のそれぞれを軸に整合性を意識した分析では, A3 の選択肢(1)から(3)を基礎とする3つに整理できる。また, それぞれにおいて対応する手法を稚拙ではあるがイメージとして重ねると下記の図表となる。



もともと, 「地域密着型金融における担保」という名の本アンケートにおいて, A1「地域密着型金融の理解」の回答によりイメージが意識付けられた上で, その後の設問の選択肢が回答されている以上, 誘導的な要素があり得ることに留意する必要がある。

地域密着型金融の影響を受けているとはいえ、なお従来型の枠内に留まる回答が一定割合を占める一方で、思いの外、担保からの回収機能を重視しない姿勢が見て取れた点は驚きであった。実務における意識の確認に留まらず、実態を明らかにするという、本アンケートの一応の目的は達せられたと考えている。

以下では、残りの設問の整理・分析と A3 を軸とする特徴の確認を行う。

[A4] 融資に関する約款などの定型的な条項の変更を

選択肢	回答数	構成比	A2 権利譲渡の具体的意図				A3 担保モデル		
			(1) 物 8	(2) 情 11	(3) 経 5	(4) 他 2	(1) 積 6	(2) 理 6	(3) 従 14
(1) 行っていない (個別対応で対処)。	24	92.3%	8	10	5	1	4	6	14
(2) 行った。	2	7.7%		1		1	2		
計	26	100.0%							

A4 の設問は、定型的な条項の変更にはコストがかかるため、変更するということは地域密着型金融への本気度が計れると考えたことから、尋ねたものである。

回答は A4(1) がほとんどであった。理由としては、変更コストが高く、また個別対応の方がむしろビジネスモデルに沿ったものであることが考えられる。

以上を A3 「担保モデル」 から見た特徴は、A3(1) 「積極型」 の 6 回答中 2 回答 (33%) が A4(2) 「変更」 を回答している点である (地方銀行 1 回答、信金 1 回答)。具体的には、「経営に関与しない第三者保証人の徴求をしない」、「財務制限条項の導入」との回答であった。

3 動産と債権を担保目的とすることにつき

[B1] 融資に当たり担保として、在庫商品などの動産や売掛債権などの債権を用いることにつき、

選択肢	回答数	構成比	A2 権利譲渡の具体的意図				A3 担保モデル		
			(1) 物8	(2) 情11	(3) 経5	(4) 他2	(1) 積6	(2) 理6	(3) 従14
(1) 抵当権や保証人より優先して使いたい。	2	7.7%	1	1					2
(2) 他に担保がなければ使いたい。	16	61.5%	6	6	3	1	3	4	9
(3) 他に担保がなくても使いたくない。	5	19.2%	1	2	2		1	2	2
(4) その他	3	11.5%		2		1	2		1
計	26	100.0%							

B1 は、動産と債権につき、現時点での担保としての魅力を尋ねたものである。

B1(1)「優先」の2回答は、A2「権利譲渡の具体的意図」では1回答がA2(1)「物確保」を、A3「担保モデル」では2回答ともA3(3)「従来型」を回答し、整合性が見られた。

B1(2)「補足的」が16回答と予想どおり最多であった。A2「権利譲渡の具体的意図」ではA2(1)「物確保」とA2(2)「情報提供の根拠確保」が同数回答で多くを占め、二つの確保目的が明確となった。また、A3「担保モデル」では、A3(3)「従来型」が多くを占めた(A2(1)「物確保」の6回答は、A3「担保モデル」では総てがA3(3)「従来型」を選んでいた)。従来型の回答であってもB1(1)「優先」を選んでいないことから、B1(2)の選択肢の文字どおり「他になければ」という消極的な意味である。

B1(3)「使いたくない」の5回答につき、とりわけ登記制度との関係は、B2以降で具体的に明らかとなる。

B1(4)「その他」は、「ABLや場合によっては使いたい」という趣旨の回答であった。

以上をA3「担保モデル」から見た特徴は、「使う」というB1(1)と(2)を合わせた回答割合につき、A3(3)「従来型」が14回答中11回答(79%)、A3(2)「理念型」が6回答中4回答(67%)、A3(1)「積極型」が6回答中3回答(50%)の順で下がっている点である。

[B2] 現時点での実感は別として、今後の方針として、動産や債権を担保に採ることにつき、

	回答数	構成比	A2 権利譲渡の具体的意図				A3 担保モデル		
			(1) 物8	(2) 情11	(3) 経5	(4) 他2	(1) 積6	(2) 理6	(3) 従14
(1) 必須となる。	2	8.3%		2			1		1
(2) 安心・安全のため。	13	54.2%	7	2	3	1	2	3	8
(3) 特になくても構わない。	4	16.7%	1	3			2	1	1
(4) 手続や管理がむしろ煩わしく使いたくない。	5	20.8%		2	2	1	1	2	2
計(無回答2を除く)	24	100.0%							

B2は、動産と債権につき、今後の担保としての魅力を尋ねたものである。

B2(1)「必須」は2回答と少ないものの、A2「権利譲渡の具体的意図」ではA2(2)「情報提供の根拠確保」を回答した。これは、情報確保ツールとして期待する趣旨であろうか。A3「担保モデル」では、回答が別れた。なお、

この2回答は、先の設問 B1(1)「優先」の2回答とは異なる回答者である。

B2(2)「安心安全」が13回答と半数を超えた。A2「権利譲渡の具体的意図」では7回答がA2(1)「物確保」を、A3「担保モデル」では8回答がA3(3)「従来型」を回答し整合性が見られた。

B3(3)「構わない」の4回答は、A2「権利譲渡の具体的意図」では3回答がA2(2)「情報提供の根拠確保」と有意性が見られる。A2(2)が担保取得による情報確保という回答からすると、担保取得という方法でなくても、情報確保が可能であれば特に担保という手法に拘らないという趣旨であろうか。A3「担保モデル」では2回答がA3(1)「積極型」と有意性があることも関係構築でフォローできるという趣旨であろうか。

B3(4)「不要」の5回答は、A2「権利譲渡の具体的意図」ではA2(2)「情報提供の根拠確保」とA2(3)「経営指導の実行性確保」と有意性が見られる。これも、対費用効果で考えた場合、それぞれの目的からは担保取得の方法は劣後する趣旨であろうか。A3「担保モデル」では、回答が分散している。

以上をA3「担保モデル」から見た特徴は、全回答中でB2(2)「安心安全」の占める割合につき、A3(3)「従来型」が14回答中8回答(67%)、A3(2)「理念型」が6回答中3回答(50%)、A3(1)「積極型」が6回答中2回答(33%)の順で下がっている点である。

[B3] 動産登記制度につき、

選択肢		回答数	構成比	A2 権利譲渡の具体的意図				A3 担保モデル		
				(1) 物 8	(2) 情 11	(3) 経 5	(4) 他 2	(1) 積 6	(2) 理 6	(3) 従 14
(1)	利用したことがある→ (今後も積極的に使いたい)	9	34.6%	3	3	2	1	3	2	4
(2)	利用したことがある→ (今後は使いたくない) →使いたくない理由 (手間がかかる)との回答が 2	8	30.8%	3	4	1		1	1	6
(3)	利用したことがない→ (手間がかかる)	6	23.1%	1	3	1	1	2	2	2
(4)	利用したことがない→ (効力が弱い)	2	7.7%	1	1					2
(5)	利用したことがない→ (占有改定で十分)	1	3.8%			1			1	
	計	26	100.0%							

B3 は、動産譲渡登記制度の利用経験と登記制度への印象を尋ねたものである。

利用経験がある B3(1)と(2)を合わせると 17 回答と 6 割を超えた。長崎県と熊本県からの回答は全部が利用有り（ただし 3 件）、銀行も全部が利用有り（ただし 3 件）であった。A2「権利譲渡の具体的意図」では合わせて 6 回答が A2(1)「物確保」を、7 回答が A2(2)「情報提供の根拠確保」を回答した。また、A3「担保モデル」では(3)「従来型」が 17 回答中 10 回答と実行予定と整合性が見られた。

利用経験がない B3(3)から(5)を合わせた 9 回答は、A2「権利譲渡の具体的意図」では 4 回答が A2(2)「情報提供の根拠確保」を回答した。A3「担保モデル」では、A3(1)「積極型」と A3(2)「理念型」で合わせて 5 回答、(3)「従

来型」で4回答と別れた。

もっとも、B3(2)「今後は使いたくない」を登記への消極的態度として、利用経験がない方に合わせて整理すると、A2「権利譲渡の具体的意図」ではA2(2)「情報提供の根拠確保」では、11回答中8回答が登記に消極的となる。登記に「情報提供の根拠」へのメリットを見出していないと言えようか。

以上をA3「担保モデル」から見た特徴は、全回答のうちB3(1)「今後も利用したい」が各担保モデルに占める割合につき、A3(1)「積極型」が6回答中3回答(50%)、A3(2)「理念型」が6回答中2回答(34%)、A3(3)「従来型」が14回答中4回答(29%)の順に下がっている。B3(2)「今後は利用したくない」とB3(1)「今後も利用したい」を比べると、A3(1)「積極型」とA3(2)「肯定」ではB3(1)「今後も利用したい」が上回るが、A3(3)「従来型」では、B3(2)「今後は利用したくない」が上回る。先の設問B2では、動産や債権を担保に取るのは安心安全のためと多くが回答していることから、コスト視されているのは登記制度や手続と言えようか。

[B4] 債権登記制度につき、

選択肢	回答数	構成比	A2 権利譲渡の具体的意図				A3 担保モデル		
			(1) 物8	(2) 情11	(3) 経5	(4) 他2	(1) 積6	(2) 理6	(3) 従14
(1) 利用したことがある→ (今後も積極的に使いたい)	6	23.1%	1	3	2		2	2	2
(2) 利用したことがある→ (今後は使いたくない)	11	42.3%	6	4	1		1	1	9
(3) 利用したことがない→ (手間がかかる)	7	26.9%	1	4	1	1	2	2	3
(4) 利用したことがない→ (債務者へも知らせておきたい)	0	0.0%							

(5)	利用したことがない→ (その他)	2	7.7%			1	1	1	1	
	計	26	100.0%							

B4 は、債権譲渡登記制度の利用経験と登記制度への印象を尋ねたものである。

利用経験がある B4(1)と(2)を合わせると、先の B3「動産譲渡登記制度の利用経験」と同じ 17 回答であり、B3 とは 15 回答者が重なっている（地域や金融機関毎で特に目立つ特徴はなかった）。A3「担保モデル」では(3)「従来型」が 17 回答中 11 回答であり、B3「動産譲渡登記制度の利用経験」と同様に、整合性が見られた。

利用経験がない B4(3)から(5)を合わせた 9 回答は、A3「担保モデル」(1)「積極型」と A3(2)「理念型」が 6 回答、A3(3)「従来型」が 3 回答と別れた。B4(4)「債務者への連絡」の回答がないことは目を引く。利用経験がないのは先の B3「動産譲渡登記制度の利用経験」と同じ 9 回答であり、B3 とは 7 回答者が重なっている。

以上を A3「担保モデル」から見た特徴は、既に B3 で述べたように、A3(3)「従来型」が、登記に消極的と言えようか。

なお、動産譲渡登記（B3）と債権譲渡登記（B4）を比較すると、B4(2)「今後は使いたくない」は 11 回答で、B3 動産譲渡登記の 8 回答より多くなっている。B3 動産譲渡登記と比較すると、A2(1)「物確保」が 3 回答から 6 回答に、A3(3)「従来型」が 6 回答から 9 回答になっている。何れも従来型の担保モデルに親和的な選択肢での増加であるから、譲渡登記制度は物権よりも債権でコスト視されていると言えようか。

また、B3「動産登記」の B3(1)「積極利用」の 9 回答につき、B4「債権登記」の回答の対応関係を確認したところ、B4(1)「積極」が 6 回答、B4(2)「今後は使いたくない」が 2 回答、B4(8)「利用したことがない」が 1 回答で

あった。これに対し、B3(2)「使いたくない」の8回答の対応関係は、B4(1)「積極」は回答が無く、B4(2)「今後は使いたくない」が7回答、B4(6)「利用したことがない」が1回答であった。

[B5] 現在進行中の民法改正作業では債権譲渡につき登記への一本化が案の1つとして提案されています。この提案につき、

選択肢		回答数	構成比	A2 権利譲渡の具体的意図				A3 担保モデル		
				(1) 物8	(2) 情11	(3) 経5	(4) 他2	(1) 積6	(2) 理6	(3) 従14
(1)	賛成	6	23.1%	1	3	2		1	2	3
(2)	手続きがインターネット等で簡単に登記でき確認できるなら賛成	12	46.2%	4	6	1	1	5	3	4
(3)	反対(現行でよい)	7	26.9%	3	1	2	1		1	6
(4)	その他	1	3.8%		1					1
	計	26	100.0%							

B5は、債権譲渡の対抗要件制度の設計変更について尋ねたものである。

賛成するB5(1)(2)の合わせて18回答につき、A2「権利譲渡の具体的意図」では9回答がA2(2)「情報提供の根拠確保」を、5回答がA2(1)「物確保」を回答し多くを占めた。A3「担保モデル」ではA3(1)「積極型」と(2)「理念型」が合わせて11回答とA3(3)「従来型」の7回答を上回った。登記への一本化の利点は、従来型からは直接見えにくいと言えようか。

B5(3)「反対」の7回答につき、A2「権利譲渡の具体的意図」ではA2(1)「物確保」が若干有位であり、A3「担保モデル」ではA3(3)「従来型」で有意性が見られた。B5(2)「条件付賛成」を選ばなかった回答であるから、積極的

な反対である。制度変更へのコストと変更に対する警戒が理由であろうか。ちなみに、B5(3)「反対」の7回答のB4「債権譲渡登記」での回答は、B4(2)「今後は使いたくない」が3回答、B4(6)「利用したことがない(手間がかかる)」が4回答であった。

B5(4)「その他」は、「効果を十分に理解できていないので回答できない」であった。

以上をA3「担保モデル」から見た特徴は、賛成の占める割合につき、(1)「積極型」が6回答中6回答(100%)、(2)「理念型」が6回答中5回答(83%)、(3)「従来型」が14回答中7回答(50%)の順に下がっている点である。債務者を巻き込まない制度設計への魅力度の違いであろうか。

[B6] 動産と債権は別の財産ですが、例えば動産譲渡登記をしておけば、その動産が転売された場合の売却代金(債権)も連続して自動的に把握できる制度が作られるとしたら、

選択肢	回答数	構成比	A2 権利譲渡の具体的意図				A3 担保モデル		
			(1) 物8	(2) 情11	(3) 経5	(4) 他2	(1) 積6	(2) 理6	(3) 従14
(1) 賛成	16	61.5%	7	4	4	1	2	3	11
(2) 条件付賛成(一定の条件を備えている場合のみ認める)	7	26.9%		5	1	1	4	3	
(3) 反対(返って、債権のみを把握できなくなる)	2	7.7%	1	1					2
(4) その他	1	3.8%		1					1
計	26	100.0%							

B6は、現在でも価値の連続的な把握は動産譲渡と同時に債権譲渡をすれば可能であるが、債権譲渡の手間を省く制度への魅力を尋ねたものである。

まず、B6(1)「賛成」とB6(2)「条件付賛成」が合わせて23回答と殆どを占めた。内訳は、B6(1)「賛成」がA2「権利譲渡の具体的意図」では分散したものの、A3「担保モデル」ではA3(3)「従来型」と有意性が見られた。実行を念頭に置く担保として、従来よりもっと便利に強力になるのは歓迎ということであろうか。

これに対して、B6(2)「条件付賛成」の回答は、A2「権利譲渡の具体的意図」ではA2(2)「情報提供の根拠確保」と、A3「担保モデル」ではA3(1)「積極型」で有意性が見られた。さらに、実行を念頭に置く担保と親和的なA2(1)「物確保」、A3(3)「従来型」の回答はゼロであった。一定の条件という留保を設けたことから、在庫商品の把握に便利であろうという期待であろうか。

B6(4)「その他」は、「効果を十分に理解できていないので回答できない」であった。

以上をA3「担保モデル」から見た特徴は、既に述べたように趣旨が異なると思われるものの、何れにおいても賛成が多いことである。

[B7] 最終的に債権の回収を実行せざるを得なくなった場合に、望ましい方法は、

選択肢		回答数	構成比	A2 権利譲渡の具体的意図				A3 担保モデル		
				(1) 物 8	(2) 情 11	(3) 経 5	(4) 他 2	(1) 積 6	(2) 理 6	(3) 従 14
(1)	融資先に動いてもらう(動産は現金化させ、債権は振込指定)。	16	61.5%	6	7	3		4	5	7

(2)	金融機関が主導する(動産は引き揚げ、債権は譲渡を受ける)。	6	23.1%	1	3	1	1	1	1	4
(3)	融資先の事業自体を引き受けてくれる会社を探す。	1	3.8%	1						1
(4)	その他(ケースバイケース、回収会社委託との回答であった。)	2	7.7%		1		1	1		1
	無回答	1	3.8%			1				1
	計	26	100.0%							

B7は、実行を問う設問であるが、貸し手による借り手への介入を尋ねたものである。

B7(1)「融資先に動いてもらう」が16回答と6割を超えた。このうち、A2「権利譲渡の具体的意図」では6回答がA2(1)「物確保」を選び、その6回答はA3「担保モデル」ではA3(3)「従来型」を選んでいった。これは、実行の方法として借り手に動いてもらうという趣旨である。これに対して、A2「権利譲渡の具体的意図」でA2(2)「情報提供の根拠確保」を選んだ7回答は、A3「担保モデル」では4回答がA3(1)「積極型」を、2回答がA3(2)「理念型」を選んでいった。こちらは、情報入手のための担保確保であるから、金融機関自身が行動しないことは整合性があると言えよう。

B7(2)「金融機関が主導」が6回答あり、A2「権利譲渡の具体的意図」では3回答がA2(2)「情報提供の根拠確保」を、A3「担保モデル」では4回答がA3(3)「従来型」を回答した。A3(3)「従来型」の割合が多く、A2(2)「情報提供の根拠確保」の3回答のうち2回答がA3(3)「従来型」を選んだことから、B7(2)は、文字どおり実行を想定している金融機関の割合と考えられる。

以上をA3「担保モデル」から見た特徴は、A3(1)「積極型」、A3(2)「理念

型」に比べると A3(3)「従来型」では、B7(2)「金融機関が主導」の回答割合が高くなっており、整合性が見られる。また、A3(3)「従来型」では、数は少ないものの B7 の選択肢総てに回答があった。

4 保証につき

[C1] 金融庁の監督指針では、経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を結ぶことが原則禁止となりました。経営者の個人保証につき、

選択肢		回答数	構成比	A2 権利譲渡の具体的意図				A3 担保モデル		
				(1) 物 8	(2) 情 11	(3) 経 5	(4) 他 2	(1) 積 6	(2) 理 6	(3) 従 14
(1)	保証人とすることは可能な限り避ける方向が望ましい。	2	7.7%		1	1			1	1
(2)	実際に責任追及しなくても、会社の経営に対するモラルハザードの点からは必要である。	9	34.6%	1	6	2		4	2	3
(3)	最終的には、責任追及する人として確保しておく必要がある。	15	57.7%	7	4	2	2	2	3	10
	計	26	100.0%							

C1 は、保証の機能として、借り手の経営者に何を求めるかを尋ねたものである。

C1(1)「回避」は2回答で、予想を下回った。もっとも、次の C1(2)を選んだとも考えられる。

C1(2)「モラルハザード」の9回答は、A2「権利譲渡の具体的意図」では6回答が A2(2)「情報提供の根拠確保」を、A3「担保モデル」では4回答が A3(1)「積極型」を回答し、整合性が見られた。

回答は、C1(3)「責任主体」が15回答と半数を超えた。A2「権利譲渡の具体的意図」では7回答がA2(1)「物確保」を、A3「担保モデル」では10回答がA3(3)「従来型」を回答し、整合性が見られた。

なお、「中小零細企業、個人事業者との取引においては、経営者個人の役割が重要」と規模に応じた対応を指摘する回答があった。

以上をA3「担保モデル」から見た特徴は、C1(1)「回避」とC1(2)「モラルハザード」を合わせた回答数につき、A3(1)「積極型」が6回答中4回答(67%)、(2)「理念型」が6回答中3回答(50%)、(3)「従来型」が14回答中4回答(29%)の順に下がっており、整合性が見られた。

5 DES, DDS につき

[D1] 貸付が運転資金として資本的性質を有する場合、DES（デットエクイティスワップ；債務を株式に交換する）、DDS（デットデットスワップ；債務を劣後債とする）を用いて融資先との関係をより強化するという方法も考えられます。このような手法につき、

選択肢		回答数	構成比	A2 権利譲渡の具体的意図				A3 担保モデル		
				(1) 物 8	(2) 情 11	(3) 経 5	(4) 他 2	(1) 積 6	(2) 理 6	(3) 従 14
(1)	地域の面的支援を考えると融資先の経営状態にかかわらず積極的に使うべき。	0	0.0%							
(2)	特に経営状態の立て直しの場合のみ使うべき。	16	61.5%	4	8	3	1	5	4	7
(3)	あまり使いたくない。	9	34.6%	4	2	2	1	1	2	6
(4)	その他	1	3.8%		1					1
	計	26	100.0%							

D1は、貸付ではなく、資本的な対応についての姿勢を尋ねたものである。

D1(1)「積極活用」の回答はなかった。これは、この手法が当初は経営立て直しのモデルとして紹介されたことが影響していると思われる。もっとも、特に東日本大震災後は、金融庁の方針として広く用いるように転換されたことと、金融円滑化法延長終了によって、変化が見られる可能性がある。

D1(2)「消極的手法」が16回答と6割を超え、A2「権利譲渡の具体的意図」では8回答がA2(2)「情報提供の根拠確保」を回答し、A3「担保モデル」ではA3(1)「積極型」とA3(2)「理念型」が合わせて9回答と有意性が見られた。この16回答は、D1(3)「使いたくない」を選んでいない回答であるから、DES、DDSを選択肢として想定しているという回答である。A3(3)「従来型」が7回答と多いのも、担保実行の前に、借り手の経営立て直しに活用する趣旨と言えよう。

D1(3)「使いたくない」の9回答は、A2「権利譲渡の具体的意図」では4回答がA2(1)「物確保」を、A3「担保モデル」では6回答がA3(3)「従来型」を回答し有意性が見られた。こちらは反対にD1(2)「消極的手法」を選んでいないことから、(新しく)対応するのはコストがかかるため関わりたくない、という趣旨であろうか。

D1(4)「その他」は、金融機関の体力も必要となり「融資先との関係強化のために資本金貸付金とはならない」として関係強化の取り組みを別途探るという回答であった。

以上をA3「担保モデル」から見た特徴は、D1(2)「消極的手法」の回答につき、A3(1)「積極型」が6回答中5回答(83%)、A3(2)「理念型」が6回答中4回答(67%)、A3(3)「従来型」が14回答中7回答(50%)の順に下がっている点である。反対にD1(3)「使いたくない」の回答では、A3(3)「従来型」が14回答中6回答(43%)と突出している。従来型からするとチャレンジな手法であり敬遠されていると言えようか。

6 資産の流動化につき

[E1] 資産の流動化・証券化につき、

選択肢	回答数	構成比	A2 権利譲渡の具体的意図				A3 担保モデル		
			(1) 物 8	(2) 情 11	(3) 経 5	(4) 他 2	(1) 積 6	(2) 理 6	(3) 従 14
(1) 地方ではニーズがない。	9	34.6%	2	6	1		3	2	4
(2) 地方ではニーズがあっても適切に対応できない。	11	42.3%	4	3	3	1	2	3	6
(3) 場合によっては使えるケースもあり、対応も可能。	5	19.2%	2	1	1	1	1	1	3
(4) その他	1	3.8%		1					1
計	26	100.0%							

E1 は、地方での資産の流動化・証券化に障害があるのならば、借手側か貸手側かを尋ねたものである。

E1(1)「ニーズがない」の9回答は、A2「権利譲渡の具体的意図」では6回答がA2(2)「情報提供の根拠確保」と有意性が見られた。A3「担保モデル」では回答が分散した。

E1(2)「対応できない」の11回答は、A2「権利譲渡の具体的意図」では回答が分散した。A3「担保モデル」ではA3(3)「従来型」と有意性が見られた。

E1(3)「ケースバイケース」の5回答は、A2「権利譲渡の具体的意図」では回答が分散した。A3「担保モデル」では、A3(1)「積極型」とA3(2)「理念型」はそれぞれの全回答6回答中1回答（17%）と少なく、A3(3)「従来型」は14回答中3回答（21%）で割合が高くなった。

以上をA3「担保モデル」から見た特徴は、回答の分布はA3(1)「積極型」とA3(2)「理念型」がほぼ同じ傾向であるのに対して、A3(3)「従来型」は、

E1(2)「対応できない」の割合が高くなっている点である。先のD1「DES, DDS」同様にチャレンジングな手法ということであろうか。

おわりに

アンケート結果の概略は、軸となるA「地域密着型金融につき」でまとめたとおりであり、BからEの回答も、Aの趣旨に沿った形で意識されていると整理できよう。

もっとも、実際は、個別の借り手や資金調達目的に合わせて、様々な貸出し手法が選択されていよう。地域密着型金融というビジネスモデルにおける貸出、クレジットスコアリング、従来型の担保貸出、これらの様々な組合せ、さらには資本的な関与もある中で、個別に担保の意義・機能を把握することが、実態に即した法解釈には必要となる。

一方の極の従来型の担保が、債務者にとって一番強く嫌な債権者であるならば、もう一方の極の理念型さらに積極型では、他の債権者から債務者を守る強いガードアンあるいは共同経営者の立場となる。いわば「生殺与奪の権」である担保のこれまで着目されてこなかった「生」としての活用方法(Win-Winの関係構築)においては、「担保だから」と概念法学的に「殺」の理論で判断することは、実態にそぐわない。「生かす担保」としての法解釈が必要になるため、今後は、誰に対する貸付を行う金融機関なのかという営利性や金融政策における役割など金融機関毎の属性、担保契約における各種の合意や紳士協定等の法的な検討が必要と考えている。

最後に、A「地域密着型金融につき」の分析に付言しておく。A3(1)「積極型」は、担保は不必要という意味ではなく、物的担保という楽な制度を取て用いず、情報の生産活動という金融機関本来の姿を基に、金融機関側から更に積極的に関係を構築することで対処するというコミットメントである。そこでは、「担保を用いない」あるいは「資本的な関与」は強いシグナリングとなる。したがって、物的担保は「選択しなかった選択肢」として重要な存

在意義・機能を有する。にもかかわらず、借り手の状況悪化に伴って従来型の担保が徴求されれば、地域密着型金融の貸出（リレーションシップ貸出）から従来型の担保貸出（トランザクション貸出：企業や物の価値を裏付けとする貸出）への変更を意味するため、コミットメントは破られ、その後のWin-Win関係の維持や構築は困難となろう。地域における地域金融機関自体の評価にも関わるポイントである。そうすると、地域密着型金融による貸出後の貸出条件の変更や再交渉において担保を徴求するのは、「情報提供の根拠確保」や「事業の一体性保全」等を理由とする場合しか、整合性が見出せないと思われる。